

令和5年度

子供食堂推進補助金 申請の手引き



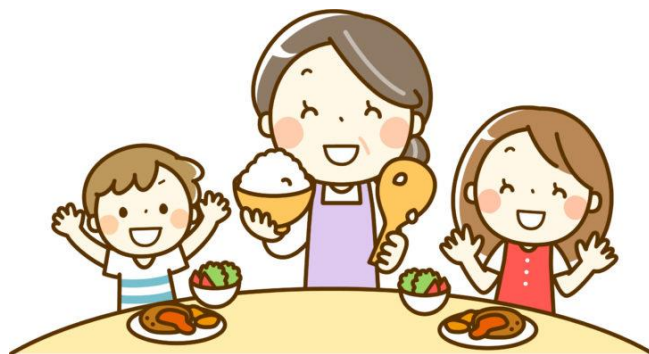
世田谷区 (東京都)

1. 目的

民間団体等が行う地域の子供たちへの食事や交流の場（以下「子供食堂」という。）を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するとともに、子ども食堂の開催（会食）に加え、子供食堂で調理又は用意した弁当や食材を取りに来た子供やその保護者へ配布する取組（以下「配食」という。）及び子供の自宅へ届ける取組（以下「宅食」という。）を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援することを目的とする。

2. 対象となる団体

- (1) 原則として、月に1回以上、定期的に子供食堂（会食）を実施すること。
ただし、配食や宅食の実施回数については、この限りではない。
- (2) 1回当たり子ども又はその保護者（以下「参加者」という。）が10名以上参加できる規模で開催すること。
ただし、配食や宅食の実施規模については、この限りではない。
- (3) 事業実施時は、常時、責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。
- (4) 事業の規模に応じて、必要な職員体制を確保すること。
- (5) 子ども食堂本事業で提供する食事は、原則として子ども食堂のスタッフ又は参加者が直接調理した、栄養バランスのよいものとすること。
- (6) 社会福祉協議会又は世田谷区が関わる子ども食堂及び関係機関等の連絡会の構成員であること。
（年に1回以上関係機関との連絡会・研修会に参加すること）
- (7) 子ども食堂の開催時や配食・宅食の際には、利用する子供や保護者参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなぐよう努めること。なお、虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は子ども家庭支援センター等に対して速やかに通告を行うこと。
- (8) 定款または会則やこれに準ずるものを備えていること。
- (9) 事業規模に応じてのスタッフの人員体制を確保・配置していること。
- (10) 事故発生時の対応のための保険に加入していること。



3. 守っていただくこと

補助金を受ける際には下記の各号をお守りください

- (1) 事業の開始前に管轄の保健所に相談し、食品衛生管理等の指導や助言を求めていること。
- (2) 食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令等に基づく適切な衛生管理体制を確保すること。
- (3) 参加する子どもへの食物アレルギーの有無を確認し、食材の確保に十分注意すること。
- (4) 事故発生時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、主催者等の間で周知が徹底されるよう努めること。
- (5) 主催者等が参加者の相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関につなぐよう努めること。
- (6) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合に、本事業の目的等を勘案して適切な金額等の設定を行っていること。
- (7) 活動中の安全な運営に関して必要な指示を受けること。
- (8) 個人情報の適正な管理に十分に配慮し、事業の実施に関する主催者等が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、個人情報の厳格な取扱いを行うこと。

4. 事業の実施期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで



メモ欄

5. 対象経費・助成金額

- (1) **子ども食堂の開催** ※「会食形式」を行う子ども食堂のみ対象
月額40,000円×12月

年間:480,000円を上限

例) 月2回開催の場合 @20,000円×2×12月=480,000円

- (2) **(1)に加え、配食・宅食による取組み**
1 食堂あたり 年額:720,000円を上限

- (3) **(1)(2)に加え新たな子供食堂立ち上げや支援の拡充に要する
設備整備費等**

1 食堂あたり 年額:500,000円上限

※対象経費 冷蔵庫やワゴン車のリース、デリバリーカートの購入等
設備整備費に要する経費

※購入される際は、必ず、商品名と見積書を提出

(4) 次の①～⑩に揚げるものが補助金対象となります。

①食材費

②消耗品費

③光熱水費

④チラシ等の印刷費

⑤食材の運搬費に係る燃料費

⑥会場の賃借料

⑦車両の賃借料

⑧郵便等通信費

⑨保険料

⑩食材の運搬に係る交通費(スタッフの交通費は含まない)

※人件費は対象外となります。

メモ欄

6. 申請及び交付について

(1) 申請受付期間: **令和5年5月19日(金)まで(必着)**

(2) 申請には、次に掲げる書類を提出してください。

※このほか、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

① **子供食堂推進補助金交付申請書** 【第1号様式】

② **令和4年度決算書及び活動報告書**

※指定の様式は特にございませ。団体で使用する書式でご提出してください。

※今年度より開催する団体につきましては、提出は不要です。

③ **令和5年度予算書及び活動計画書**

※指定の様式は特にございませ。団体で使用する書式でご提出してください。

④ **会則、規約、設立趣意書**またはそれに準ずるもの

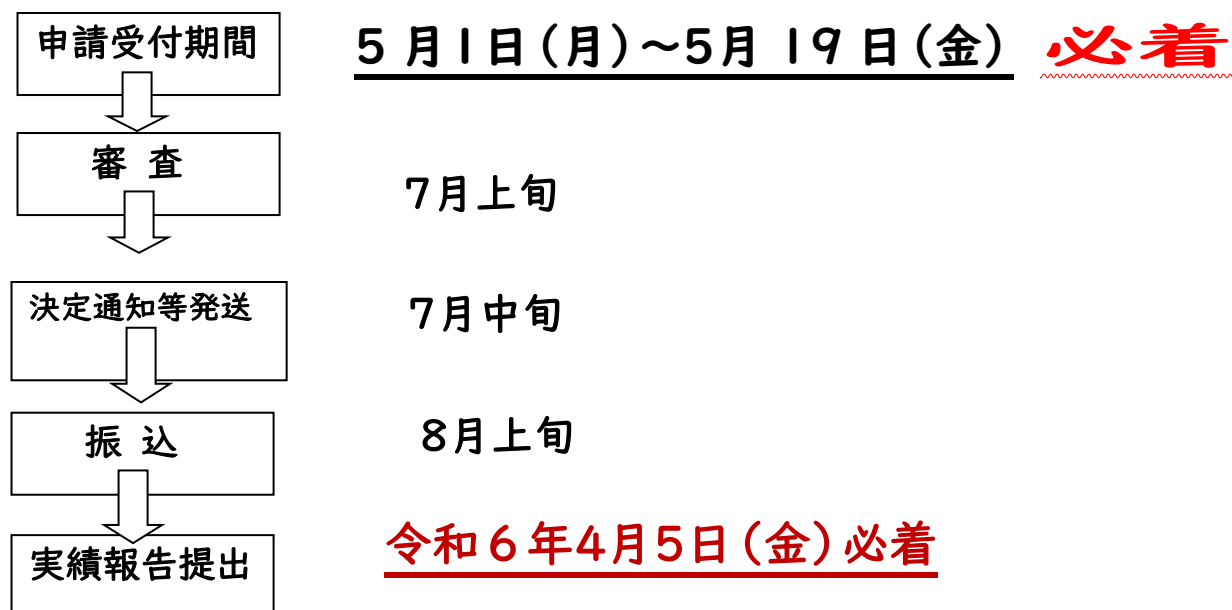
⑤ **会報、通信、チラシ**その他広報物

⑥ **団体の金融機関口座通帳コピー**

(口座名に**子ども食堂名**が記載されているもの)

※代表者等の個人名口座や NPO 法人等の本部の口座の使用は不可となります。

7. 申請からの流れ



※なお返金がある場合は、令和6年3月16日(金)までにご連絡ください

(1) 申請にあたっての注意事項

※年間1団体1事業の申請です。

(2) 相談・提出先

※申請の際は、開催場所の地域社協事務所または地区事務局へ電話連絡の上
受付窓口へご持参ください。

●世田谷地域社会福祉協議会事務所

世田谷区太子堂 2-12-2 T-one 世田谷ビル 5 階

03-3419-2311

●北沢地域社会福祉協議会事務所

世田谷区北沢 2-11-3 イサミヤビル 3 階

03-5787-8537

●玉川地域社会福祉協議会事務所

世田谷区等々力 3-4-1 玉川総合支所 2 階

03-3702-7777

●砧地域社会福祉協議会事務所

世田谷区成城 2-33-15 成城二丁目事務所棟

03-5727-6101

●烏山地域社会福祉協議会事務所

世田谷区南烏山 5-18-13 モリッチビル 4 階

03-5314-1891



8. その他

- (1) 下記に該当する場合は、補助金は交付しないもしくは返還を求める場合がございます。
- ① 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。（以下「暴排条例」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係する団体であること。
 - ② 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成委員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいること。
 - ③ 公序良俗に反する活動を行うこと。
 - ④ 子供食堂を実施する際に特定の政党又は政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行うこと。
- (2) 交付決定後下記の内容があった場合取り消しとなります。ご注意ください。
- ① 偽り又はその他不正の手段により子供食堂推進補助金の交付を受けたとき。
 - ② 子供食堂推進補助金をその対象となる事業以外の用途に使用したとき
 - ③ 実績報告による事業の成果又は事業費の実績額が交付申請の内容を著しく下回るとき。
 - ④ 子供食堂推進補助金の交付決定の内容、これに付した条件、子ども食堂推進補助金の規程に基づく指導に従わないとき。
- (3) 開催場所やスタッフの確保（例：学習支援で学生ボランティアさんがほしい）について、
その他のご相談がございましたら、前頁の各地域社協までご連絡ください。



《よくあるご質問 Q&A》



Q 他のファンドなどから助成を受けている場合でも申請できるのでしょうか？

A 申請できます。

ただし、申請ができない場合もございますので、規定等の確認をお願いいたします。

Q 補助金を受けた後、予定していた事業が変更になった場合は？

A 担当窓口にご相談の後、変更届（定形）および必要書類をご提出いただきます。

その上で変更後の事業内容、支出項目が対象かどうかを再審査し、助成金使用の可否を決定します。ただし、受理した場合においても、決算額が予定よりも下回った際は、期限を定めて返金を請求いたします。また事前に変更届提出をせず事業を実施した場合も、補助金の返金を請求する場合がありますので、事業内容に変更がある場合は必ず事前にご相談ください。



地区事務局連絡先



ご相談等の際には、電話で連絡の上、お越しください。

地域	地区	電話番号	住 所
世田谷	池尻	090-9818-3040	池尻 3-27-21 池尻まちづくりセンター内
	太子堂	070-3946-9785	太子堂 2-17-1 太子堂まちづくりセンター内
	若林	070-3946-9786	若林 1-34-2 若林まちづくりセンター内
	上町	070-3946-9787	世田谷 1-23-5 上町まちづくりセンター内
	経堂	070-3946-9788	宮坂 1-44-29 経堂まちづくりセンター内
	野沢・下馬	070-3946-9789	下馬 4-13-4 下馬まちづくりセンター内
	上馬	070-3946-9790	上馬 4-10-17 上馬まちづくりセンター内
北沢	梅丘	070-3946-9791	梅丘 1-61-16 梅丘まちづくりセンター内
	代沢	070-3946-9792	代沢 5-1-15 代沢まちづくりセンター内
	新代田	070-3946-9793	羽根木 1-6-14 新代田まちづくりセンター内
	北沢	070-3946-9794	北沢 2-8-18 北沢タウンホール地下 1 階 北沢まちづくりセンター内
	松原	070-3946-9795	松原 5-43-28 松原まちづくりセンター内
	松沢	090-9818-2907	赤堤 5-31-5 松沢まちづくりセンター内
玉川	奥沢	070-3946-9796	奥沢 3-15-7 奥沢まちづくりセンター内
	九品仏	070-3946-9797	奥沢 7-35-4 九品仏複合施設内 九品仏まちづくりセンター内
	等々力	070-3946-9798	等々力 3-4-1 玉川総合支所 1 階 等々力まちづくりセンター内
	上野毛	070-3946-9799	中町 2-33-11 上野毛まちづくりセンター内
	用賀	090-9818-3740	用賀 2-29-22 用賀まちづくりセンター内
	二子玉川	080-7738-7699	玉川 4-4-5 二子玉川まちづくりセンター内
	深沢	070-3946-9800	駒沢 4-33-12 深沢まちづくりセンター内
砧	祖師谷	070-3946-9801	祖師谷 4-1-23 祖師谷まちづくりセンター内
	成城	070-3946-9802	成城 6-3-10 成城まちづくりセンター内
	船橋	070-3946-9803	船橋 4-3-2 船橋まちづくりセンター内
	喜多見	070-3946-9804	喜多見 5-11-10 喜多見まちづくりセンター内
	砧	080-9418-7736	砧 5-8-18 砧まちづくりセンター内
烏山	上北沢	090-9818-2773	上北沢 4-32-9 上北沢まちづくりセンター
	上祖師谷	070-3946-9805	上祖師谷 2-7-6 上祖師谷まちづくりセンター内
	烏山	070-3946-9806	南烏山 6-2-19 烏山区民センター内 1 階 烏山まちづくりセンター内

<受付・問合せ先>

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 調整係

〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟 4階

電話:03-5429-2233 FAX:03-5429-2204